

**改正**

平成18年 3 月22日告示第31号

平成19年 3 月30日告示第78号

平成25年 6 月13日告示第158号

平成30年 4 月 1 日告示第67号

伊賀市建設工事公表要領

(目的)

**第 1 条** この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の規定に基づき伊賀市が当該年度に発注する建設工事の発注予定情報、入札・契約の過程及び契約の内容の公表について必要な事項を定め、入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する市民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(公表する建設工事)

**第 2 条** 公表の対象とする建設工事は、伊賀市工事執行規則（平成16年伊賀市規則第169号）第 2 条に規定する工事（予定価格が伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第90条第 1 項各号に定める額を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって伊賀市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）とする。

(公表する建設工事の内容及び方法)

**第 3 条** 公表する建設工事の内容は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「施行令」という。）第 5 条に規定する発注の見通しに関する次の事項については、毎年度 4 月 1 日時点の建設工事発注見通し一覧（様式第 1 号）。その後 7 月、10 月及び 1 月の各々 1 日時点で見直した変更後の当該事項
  - ア 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要
  - イ 入札及び契約の方法
  - ウ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）
- (2) 施行令第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格については、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領等の公告文
- (3) 施行令第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する一般競争入札及び指名競争入札に参加す

る者に必要な資格を有する者の名簿については、入札参加資格者名簿

- (4) 施行令第7条第1項第3号に規定する指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準については、伊賀市建設工事等発注基準
  - (5) 施行令第7条第2項第1号に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格については、入札公告文
  - (6) 施行令第7条第2項第2号に規定する一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由については、入札結果調書・入札経過表、一般競争入札参加資格確認通知書及び一般競争入札参加資格取消通知書
  - (7) 施行令第7条第2項第3号に規定する指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由については、入札結果調書・入札経過表及び業者選定理由書（様式第2号）
  - (8) 施行令第7条第2項第4号に規定する入札者の商号又は名称及び入札金額については、入札結果調書・入札経過表
  - (9) 施行令第7条第2項第5号に規定する落札者の商号又は名称及び落札金額については、入札結果調書・入札経過表
  - (10) 施行令第7条第2項第7号に規定する最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称については、入札結果調書・入札経過表
  - (11) 施行令第7条第2項第9号に規定する次に掲げる契約の内容については、契約書（写）及び入札公告文又は業者選定理由書
  - (12) 施行令第7条第2項第10号に規定する随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由については、随意契約理由書（様式第3号）
  - (13) 予定価格及び最低制限価格については、予定価格調書及び入札結果調書・入札経過表
- 2 公表は、次の各号に掲げる方法によるものとする。ただし、施行令第7条第1項第1号及び第2号に規定する一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格については、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領等の公告文を市広報に掲載し公表するものとする。
- (1) 伊賀市ホームページへの掲載
  - (2) 契約担当課での閲覧

(公表事項の作成、公表時期及び期間)

**第4条** 契約担当課長は、前条第1項第1号及び第5号から第13号に掲げる事項について遅滞なく公表事項を作成し、公表するものとする。ただし、同条第5号については公告時に、同条第6号から第10号及び第13号については落札決定後、同条第11号及び第12号については契約締結後に遅滞なく公表するものとする。

2 公表の期間は、前条第1項第1号の規定に基づき作成した事項は、公表した日から公表した日の属する年度末日までとし、それ以外の事項は、公表した日から公表した日の属する年度の翌年度末日までとする。

(公表事項の変更等)

**第5条** 契約担当課長は、第2条に規定する建設工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく変更契約書(写)及び変更理由書(様式第4号)を公表する。

2 前項の規定による公表は、第3条第2項の規定による方法により行うものとする。

(閲覧日時)

**第6条** 公表事項を閲覧できる日は、伊賀市の休日を定める条例(平成16年伊賀市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

2 公表事項を閲覧できる時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(閲覧条件等)

**第7条** 公表事項を閲覧しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公表事項は契約担当課で閲覧し、閲覧場所以外に持ち出してはならない。
- (2) 閲覧に供した書類を汚損又はき損してはならない。

2 閲覧に供した書類の複写等の便宜供与は、行わないものとする。

(準用規定)

**第8条** 第2条で規定する建設工事以外を公表するときは、この要領を準用する。

**附 則**

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

**附 則** (平成18年3月22日告示第31号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月30日告示第78号)

この告示は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の工事から適用する。

**附 則** (平成25年6月13日告示第158号)

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

**附 則**（平成30年4月1日告示第67号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。



様式第2号 (第3条関係)

業者選定理由書

担当部署：

契約番号	
工事名	
工事場所	
工種	
概要	
選定業者	
選定理由	
備考	

様式第3号（第3条関係）

随意契約理由書

担当部署：

契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
設 計 金 額	
契約の相手方の住所 商号又は名称	
契約の相手方の選定理 由	
根 拠 法 令 等	

様式第4号 (第5条関係)

変 更 理 由 書

担当部署：

契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 種	
概 要 (変更内容)	
変 更 理 由	
備 考	